

(参考様式1-1)

地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)事業実施計画

計 画 主 体 名	計 画 期 間
びらとりちょう 平取町	令和8年度～令和11年度

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
産業課	01457-2-2223	01457-2-2277	nosei@town.biratori.lg.jp

【記入要領】

- 計画主体名
- ・市町村名にはふりがなをふること。
 - ・共同で作成する場合は、全ての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載すること。
- 計画期間
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。
- 連絡先
- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。
- メールアドレス
- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	事業活用活性化計画目標の設定根拠
農林水産物の販売・加工促進	事業活用活性化計画が推進されることにより、小麦の品質向上、施設維持管理の合理化及び作付面積の拡大が図られ、農家経営の安定化、経営意欲の向上につながる。

II 評価指標

第1評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
地域産物の販売額の増加	麦の平均販売額 17,318千円増	3ヶ年平均の販売額－現状の販売額
第1評価指標の設定根拠	【現状値】 令和5～7年度 0円(現在活化区域内に低温貯蔵庫が存在しないため現状値を0円と設定) 【目標値】 令和9年度～令和11年度の平均値:17,318千円 令和9年度 14,760千円 令和10年度 17,269千円 令和11年度 19,926千円 現状値、目標値ともに事業実施主体(びらとり農業協同組合)の方針による。	
第2評価指標(任意)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
第2評価指標の設定根拠		
第3評価指標(必須)	具体的数値目標	具体的数値目標の算出方法
麦の作付面積の増加	麦の作付面積 200a増	目標の作付面積－現状の作付面積
第3評価指標の設定根拠	【現状値】 令和7年度 13,300a(低温貯蔵庫整備前) 【目標値】 令和11年度 13,500a(低温貯蔵庫整備後) 現状値、目標値ともに事業実施主体(びらとり農業協同組合)の方針による。	
評価期間(原則として3年間の効果発現状況を把握する期間)	評価報告予定年(評価期間の終了直後の9月末日まで)	
令和9年4月～令和12年3月	令和12年	

Ⅲ 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス排出量削減目標	温室効果ガス排出量削減目標の設定根拠

【記入要領】

- 全般・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - 事業活用活性化計画目標・事業活用活性化計画目標の項目は実施要領別記3の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
 - 評価指標・評価指標の記載に当たっては実施要領別記3及び「事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について」により記入すること。
 - 温室効果ガス排出量削減目標・発電施設の整備を実施する場合に記載
- ※実施要領別記3の第2の1の(1)のイに記載の発電施設の単独設置を実施する場合、Ⅰ及びⅡは記載不要。

事業活用活性化計画目標の評価指標の設定について

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）を活用するに当たっては、実施要領別記3に定める事業活用活性化計画目標及びそれに対応する評価指標を設定し、その目標の達成に必要な事業メニューを実施することとする。評価指標の設定に当たっては、項目ごとに以下に定めるところによるものとする。

1. 第1評価指標（必須）及び第2評価指標（任意）について

評価指標	事業活用活性化計画目標の評価指標の項目及び設定の考え方
1	雇用者数（新規就農者等を含む。）の増加
	○設定する目標は計画区域において整備された施設の常時雇用者数の増加数とし、以下により求めることとする。 新規常時雇用者数（人） ＝（活性化計画により整備した施設における常時雇用者数（人）【目標値】－既存施設等の常時雇用者数（人）【現状値】）
2	地域産物の販売額の増加
	○設定する目標は計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額とし、以下により求めることとする。 計画区域において生産された農林水産物の販売額の増加額（千円） ＝（地域産の農林水産物の販売額（千円）【目標値】－地域産の農林水産物の販売額（千円）【現状値】）
3	定住人口の維持・増加
	○設定する目標は計画区域における転入人数の増加数、転出人数の減少数、転入人数の減少の抑制数又は転出人数の増加の抑制数とし、以下により求めることとする。 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転入人数の増加数＝（転入人数（人）【目標値】－転入人数（人）【現状値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転出人数の減少数＝（転出人数（人）【現状値】－転出人数（人）【目標値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転入人数の減少の抑制数＝（転入人数（人）【目標値】－転入人数（人）【予測値】） 計画区域における定住人口の維持・増加数（人）＝転出人数の増加の抑制数＝（転出人数（人）【予測値】－転出人数（人）【目標値】）
4	滞在者数及び宿泊者数の増加
	○設定する目標は計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域内の都市農山漁村交流施設等における滞在者数及び宿泊者数の増加数（人） ＝（滞在者数及び宿泊者数（人）【目標値】－既存施設等の滞在者数及び宿泊者数（人）【現状値】）
5	交流人口の増加
	○設定する目標は計画区域外からの入込客数の増加数とし、以下により求めることとする。 計画区域における交流人口の増加数（人）＝（計画区域外からの入込客数（人）【目標値】－計画区域外からの入込客数（人）【現状値】）

- 注1：目標値は、事業の効果発現後3年間の目標値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。
目標値の設定に当たっては、事業実施地区における過去の指標の推移や社会経済動向、関連する施策の状況等の事業以外の要因による影響等も勘案し、実現可能性のある合理的な目標値とすること。
- 注2：現状値は、算出が可能な直近の3年間の実績値を平均し、1年間当たりの値として定めることとする。
（例：活性化計画提出年度H28の場合、現状値は、H25＝50、H26＝100、H27＝150を平均し100とする。）
- 注3：予測値は、算出が可能な直近の3年以上の実績値に基づき、統計的な手法等により算出することとする。
- 注4：評価指標1について、常時雇用者数は、厚生労働省の毎月勤労統計調査にて調査する常用労働者と定義される者を1年単位で算出した上で3年間の平均値を取ること。
※常時労働者とは、期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇い労働者で、前2ヶ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいう。
※常用労働者には、都道府県・市町村職員、事業主、法人の代表者及び無給の従事者は除くこと。
※小数第1位まで求めること（※小数第2位以下を四捨五入）。
（算出例①）年間通して雇用する雇用者が、1年目5人、2年目及び3年目4人の場合：（5人＋4人＋4人）×12ヶ月÷12ヶ月÷3年＝4.33≒4.3
（算出例②）1年のうち、毎年4月から8月末までの5ヶ月間雇用する雇用者が、1年目3人、2年目及び3年目5人いる場合：
（3人＋5人＋5人）×5ヶ月÷12ヶ月÷3年＝1.81≒1.8人
- 注5：評価指標2について、比較する既存施設等がある場合には、目標値は新しく整備する施設における販売額とし、現状値は既存施設等における販売額とする。また、比較する既存施設等がない場合には、目標値及び現状値は、計画区域における農林水産物出荷額をそれぞれ算出するものとする。
- 注6：評価指標3の転入人数及び転出人数は、注1から注3までに定める期間に、計画区域外から計画区域内へ転入した若しくは転入すると予測される人又は計画区域内から計画区域外へ転出した若しくは転出すると予測される人の合計値とする。なお、転入人数には二地域居住（都市の住民がその住所のほか農山漁村に居所を有することをいう。）をする者を含むものとする。
- 注7：評価指標4について、活性化計画に地域連携販売力強化施設が含まれる場合は選択不可とする。
- 注8：評価指標5の計画区域外からの入込客は、日帰り客だけでなく宿泊客等、全てを含めた入込客とする。

2. 第3評価指標（必須）について

事業活用活性化計画目標を評価するため、施設の利用計画等に応じて具体的数値目標を自由に設定する。

- 指標設定の例1 事業活用活性化計画目標：子ども農山漁村の交流 第3評価指標：小学生の自然体験教室開催○回
指標設定の例2 事業活用活性化計画目標：農林水産物等の販売・加工促進 第3評価指標：新商品開発○件

Ⅳ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金額 (千円)	交付額 算定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び 事業活用活性化計画目標との関連性	備考
農林水産物集出荷貯蔵施設	平取町地区	低温貯蔵庫の整備(廃校利用)	1棟 485㎡	R8	びらとり農業協同組合	129,800	54,164	1/2	54,164	低温貯蔵庫を整備することで、地域産物の販売額の増加を図り、農家経営の安定化、経営意欲の向上につなげる。	
合 計						129,800	54,164		54,164		

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
 - ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性を併せて記載すること。
 - ・事業メニュー名欄には、実施要領別記3の別表2の事業メニュー名を記入すること。
 - ・地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
 - ・事業内容欄は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
 - ・事業規模等欄は、施設ごとの棟数と床面積、林道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
 - ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性欄は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。なお、別表2の(3)の㊸自然・資源活用施設の単独整備を実施する場合は記載不要。
 - ・「農泊」の取組を実施する場合には、備考の欄にどのように「農泊」と関連するかを明記すること。
- (※)「農泊」とは、農山漁村において、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在(農山漁村滞在型旅行)をいう。

V 他の施策との連携に関する事項

連携する施策名	事業メニュー名	地区名	連携する施策と交付対象事業の関連性等

【記入要領】

- ①交付対象となる事業のうち、別紙2に掲げる施策と連携して実施する事業にあつては、連携施策名、連携施策の内容及び交付対象事業との関連性を記載すること。
- ②連携する施策名には、別紙2に掲げる施策を記載すること。
- ③事業メニュー名欄には、実施要領の別表2の事業メニュー名を記載すること。
- ④地区名欄には、事業の実施地区名を記入すること。
- ⑤必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。

地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）年度別事業実施計画の記入について

年度別事業実施計画の記入に当たっては以下によるものとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
1	様式の変更	様式の変更は、「事業別内容」の項における事業メニューの数に応じた行の追加及び以下に定めのあるものを除き行わないこと。
2	計画の提出年度	「計画の提出年度」の欄は当該計画を最初に提出した年度（該当予算年度）を記入すること。計画変更による再提出の場合であっても、当初提出に係る年度のままとすること。
3	新規・変更の別	計画を新規に提出する場合は「1」、変更計画として再提出する場合は「2」を記入すること。 なお、計画の変更による再提出の場合は行を追加し、変更した部分については、変更前を（ ）にし、変更後の内容を追加した行に記入すること。
4	都道府県	「都道府県名」の欄は、当該計画の計画主体が属する都道府県名を記入すること。
5	計画主体	「計画主体名」の欄は、当該計画の計画主体名を記入すること。 なお、共同申請の場合にあっては計画主体名に共同申請に係る計画主体を併記すること。
6	市町村名・地区名	事業を実施する市町村名、地区名を記入すること。
7	地域指定状況	事業を実施する地域の指定状況を記入すること。地域とは実施要領別記3別表1の交付額算定交付率欄に定める振興山村、過疎地域、離島振興対策実施地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、特別豪雪地帯、急傾斜地畑地帯、奄美群島及び指定棚田地域とし、指定されている地域欄に「1」を記入すること。
8	計画期間最終年度	活性化計画の期間の最終年度を記入すること。
9	他の 施策 との 連携	離島振興計画
10		輸出促進条件整備事業
11		耕作放棄地の解消に向けた取組
12		地域再生計画
13		まち・ひと・しごと創生寄附活用事業
14		定住自立圏共生ビジョン
		離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づいて実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
		「輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）の認定規程」（令和2年4月1日農林水産大臣決定）に基づく認定を受けたGFPグローバル産地計画に従って実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
		計画主体が耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 なお、耕作放棄地の解消に向けた取組を行う場合は、計画主体が農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第5条に規定する農業経営基盤強化促進基本方針又は同法第6条に規定する農業経営基盤強化促進基本構想に沿って取組を実施している又は事業実施期間中に実施することが確実であると見込まれる場合とする。
		地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に位置づけられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
		地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
		定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第6に規定する定住自立圏共生ビジョンに位置付けられている事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
15	国土強靱化施策	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に規定する国土強靱化地域計画に位置付けられている事業である場合には、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
16	福祉、教育、観光等と連携した地域活性化に向けた取組	農山漁村の共生・対流等に係る連携プロジェクトに関連した取組に該当する場合は、「事業別内容」の項に「子ども農山漁村交流プロジェクトの取組」は「1」、「高齢者の生きがい及び障害者の就労雇用を目的とする福祉農園等の開設整備にかかる取組」は「2」、「農泊地域協議会（別記4第1に規定する地域協議会）と連携した取組」は「3」、「みんなの廃校」プロジェクトの取組」は「4」、「重点『道の駅』の取組」は「5」、「ジオパークによる地域活性化の取組」は「6」、「世界農業遺産・日本農業遺産による地域活性化の取組」は「7」、「世界かんがい施設遺産による地域活性化の取組」は「8」を記入すること。
17	女性の能力の積極的な活用に向けた取組	農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の能力の積極的な活用について（平成24年4月20日付け経営第3691号農林水産事務次官依命通知）の基本方針に基づいた取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
18	地域別農業振興計画	中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱に定める地域別農業振興計画の支援事業に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
19	次世代農業農村振興計画	国営農地再編整備事業実施要綱に定める次世代農業農村振興計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
20	指定棚田地域振興活動計画	棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第8条第2項に定める指定棚田地域振興活動計画に、本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
21	みどりの食料システム法に基づく取組	以下の1（①又は②）及び2に基づいた取組を実施する事業である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。 1 ①みどり法第19条第1項に基づき認定を受けた環境負荷低減事業活動の実施に関する計画又はみどり法第21条第1項に基づき認定を受けた特定環境負荷低減事業活動の実施に関する計画 ②みどり法第39条第1項に基づき認定を受けた基盤確立事業の実施に関する計画 2 みどり法第16条第1項に基づく地方公共団体の基本計画に定められた特定区域において、地域における環境負荷低減の効果を高めるために必要な取組
22	「デジ活」中山間地域	デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に規定する「デジ活」中山間地域として登録されている中山間地域等（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている中山間地域等に限る。）又はデジタル技術を活用しつつ、地域内外の多様な関係者が参加・連携し、及び多様な施策と連携して地域の社会課題の解決及び活性化が図られている地域（その地域内において農林水産業又はその関連産業が営まれている地域に限る。）において実施される取組である場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
23	二地域居住の推進に向けた取組	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第22条第1項に基づき市町村が策定した特定居住促進計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
24	農林漁業循環経済先導計画	みどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知）別記10第1の1に基づき、活性化計画の区域に所在する市町村が策定する農林漁業循環経済先導計画に本事業を位置づけている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
25	農業経営発展計画	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第16条の2第1項に基づき農林水産大臣の認定を受けた農業経営発展計画に本事業を位置付けている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。
26	有機農業実施計画	みどりの食料システム戦略推進交付金を活用して策定した有機農業実施計画または「オーガニックビレッジの創出による有機農業産地づくりの更なる推進について（令和7年10月30日付け7農産第3153号農産局長通知）」に基づき認定された有機農業実施計画に本事業を位置付けている場合は、「事業別内容」の項に「1」を記入すること。

	項 目	記 入 上 の 注 意
27	事業メニュー番号	事業メニュー番号は、実施要領別記３別表２のものとし、「創意工夫発揮事業」は「８０」、「農山漁村活性化施設整備附帯事業」は「８１」とすること。
28	事業メニュー名	①事業メニュー名は実施要領別記３別表２の事業メニュー名、「創意工夫発揮事業」又は「農山漁村活性化施設整備附帯事業」を正確に記入すること。 ②複数の施設等の整備を計画する場合は、原則一つの事業メニュー毎、また、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別、支援及び事業内容（以下「要件類別等」という。）に該当する場合には要件類別等毎に一行で記入すること。 ただし、一つの事業メニューの実施が複数の要件類別等に該当する場合において、交付額算定交付率が同じ要件類別等にあつては、「要件類別等番号」の欄のみを複数の行に番号を記載し、これ以外の欄は一行でまとめて記入しても構わない。 ③実施要領別記３別表２の事業メニュー⑬高生産性農業用機械施設により活動火山対策特別措置法（昭和４８年法律第６１号）第１９条第１項に規定する防災営農施設整備計画に基づく洗浄機械又は飼料作物栽培管理機械施設の整備を行う場合は「事業メニュー名」の欄に「高生産性農業用機械施設（活動火山対策事業）」と記入すること。
29	要件類別等番号	実施しようとする実施要領別記３別表３の事業メニューに対応する要件類別等の番号を記入すること。 なお、「創意工夫発揮事業」及び「農山漁村活性化施設整備附帯事業」に係る要件類別等については、これらを一体的に行うことにより効果が増大される事業メニューに係る要件類別等（複数の事業メニューの効果を増大する場合は代表の事業メニューの要件類別等）を記入すること。
30	事業内容及び事業量	事業メニュー毎に、整備しようとする施設等の規模、事業内容等について簡潔に記入すること。 （例）「農産物直売施設：１棟、５００㎡」、「トマト処理加工施設：１棟、３００㎡」「農産物包装機械：１台」棟 また、「本年度」の「事業内容及び事業量」の欄には本年度に実施しようとする施設等の規模、事業内容等を記入すること。 （例）「農産物直売施設：１棟、５００㎡」等
31	事業実施期間	事業メニューごとに、当該事業の実施期間を記入すること。 （例）令和２年度から令和４年度まで実施する場合は「R2～R4」と記載
32	事業実施主体	事業実施主体の名称を記載すること。 （例）●●農業協同組合、●●農業生産有限会社、●●森林組合、●●漁業協同組合 等
33	全体事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象とならない事業費を含む総事業費を記入すること。
34	交付対象事業費	事業メニューごとの振興交付金の交付対象となる事業費のみを記入すること。上限事業費が適用される場合は、上限事業費を超える額を含まない事業費とする。
35	交付金額	事業メニューごとの交付金総額を記入すること。なお、ハード事業又はソフト事業ごとの交付金額の合計は交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。なお、千円未満は切り捨てることとする。
36	交付額算定交付率	事業メニューごとに、実施要領別記３の別表３に定める交付額算定交付率を記入すること。
37	交付限度額	事業メニューごとに、交付対象事業費に交付額算定交付率を乗じて求められる額を記入すること。 なお、千円未満は切り捨てることとする。

	項 目	記 入 上 の 注 意
38	前年度まで	事業メニューごとに、前年度までに実施した事業に係る全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
39	本年度	事業メニューごとに、本年度に予定している事業に係る全体事業費、交付対象事業費、交付金額、県費、市町村費、その他（農協等事業実施主体負担等）、本年度末進捗率、単年度交付限度額、仕入れに係る消費税相当額を記入すること。なお、単年度の交付金の合計額が単年度交付限度額の合計の範囲内である必要があることに留意すること。 また、「消費税仕入控除税額」の欄には、これを減額した場合には減額した金額を、同相当額がない場合には「該当なし」と、同相当額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。減額した金額を記入した場合は、「本年度」の欄の「交付対象事業費」、「交付金額」、「県費」、「市町村費」、「その他」の欄は当該消費税相当額を含まない額を、「全体事業費」の欄は当該消費税相当額を含む額を記入すること。
40	本年度までの累計	事業メニューごとに、本年度までの累計の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額を記入すること。
41	翌年度以降（予定）	事業メニューごとに、翌年度以降の全体事業費、交付対象事業費及び交付金額の予定額を記入すること。
42	備 考	備考欄には、事業を行うに当たって、交付対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入の上、その内容（金融機関、制度資金名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が記載されている書類を添付すること。
43	①事業費計	「全体事業費」、「交付対象事業費」、「交付金額」、「交付限度額」、「県費」、「市町村費」、「その他」、「単年度交付限度額」、「消費税仕入控除税額」の合計をそれぞれ記入すること。
44	②市町村附帯事務費	市町村附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1／2以内とし、その取り扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び地域資源活用価値創出整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
45	③県附帯事務費	県附帯事務費の額を記入すること。なお、附帯事務費の交付率は1／2以内とし、その取扱い等については農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）及び地域資源活用価値創出整備事業の附帯事務費及び工事雑費の取扱いについて（令和4年4月1日3農振第3019号農村振興局長通知）により定められていることに留意すること。
46	総合計（①＋②＋③）	①事業費計、②市町村附帯事務費及び③県附帯事務費の合計額を記入すること。
47	共同で計画作成を行う場合の内訳	計画主体が共同で活性化計画の作成を行う場合であって、各々の計画主体ごとに交付金の交付申請手続きを行う予定である場合は、その計画主体ごとの内訳を記入すること。 また、内訳の合計は、それぞれの項目ごとに、①から③までに計上される金額と一致することに留意すること。 なお、交付金の申請を行う計画主体の数に応じて行の追加を行うこと。

VI 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)年度別事業実施計画

	計画の提出年度	新規・変更の区別 新規「1」 変更「2」	都道府県	計画主体	市町村名	地区名	地域指定状況									計画期間 最終年度
			名称	名称			山村振興	過疎地域	特定農山村	半島振興	離島振興	豪雪地帯	急傾斜地	奄美群島	指定棚田地域	
事業別内容	R8	1	北海道	平取町	平取町	平取町地区	1	1	1							R11
①事業費計																
②市町村等附帯事務費																
③県附帯事務費																
総合計(①+②+③)																
共同で計画作成を行う場合の内訳																
		〇〇町	事業費(ハード)													
			市町村等附帯事務費													
		××県	事業費(ハード)													
			都道府県附帯事務費													
			市町村等附帯事務費													

【記入要領】

・実施要領別記3の第2の1の(1)のイに記載の発電施設の単独設置を実施する場合、計画の提出年度欄には、発電施設等を附帯する活性化施設の整備を実施する際に作成した活性化計画の提出年度を記載すること。

他の施策との連携

[illegible]

全体計画

[illegible]

						備 考
令和○年度			令和○年度			
全体事業費	交付対象 事業費	交付金額	全体事業費	交付対象 事業費	交付金額	
円	円	円	円	円	円	
0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	